

令和7年 内閣府と関係府省との間で調整を行った提案（A）

①実現・対応できるもの

【重点事項：自治体業務の簡素化・効率化（国への返還金に関する取扱いの見直し）】

（1）事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し

⇒ 適正な事務処理を果たしている市町村の負担軽減

現行	提案内容
指定障害福祉サービス等事業者による自立支援給付費等の国庫負担金の不正利得があった場合、市町村は、事業者に返還を求めるが、徴収できない場合は、市町村が肩代りして返還する酷な制度となっている。	やむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針

各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（児童福祉法 57 条の2 第2項、国民健康保険法 65 条3項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律8条2項）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【その他】

（2）内閣府の栄典制度の推薦事務の見直し

（①書類の簡略化、②オンライン化、③申請期限の延長、④受章対象年齢の引き下げ）

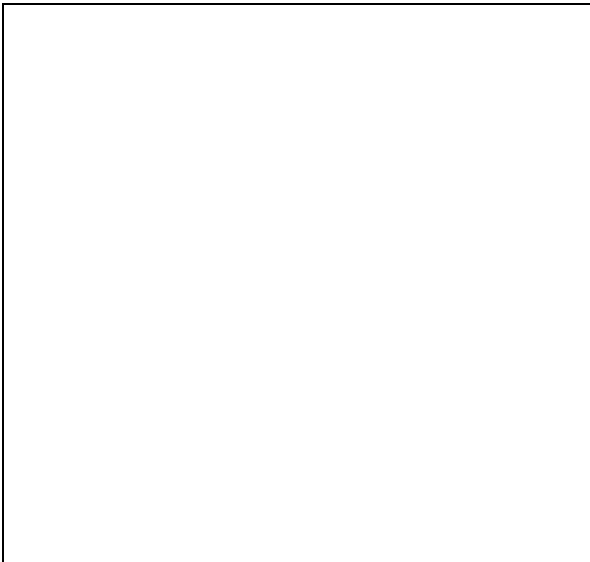
⇒ 地方公共団体の事務の負担軽減、遺族の負担軽減、本人が生前に名誉を得られる

現行	提案内容
内閣府の栄典制度では、春秋叙勲は70歳以上の者、高齢者叙勲は春秋叙勲を授与されていない功労者のうち88歳になった者に授与するとされている。なお、生前に叙勲を受章せずに死亡した場合、死亡叙勲を授与される。また、叙位は、死亡した場合にのみ運用することができる。 叙位・死亡叙勲は、申請書類（功績調書、履歴書、刑罰等調書、除籍抄本、勲章審査票等）を死亡の日から14日以内に提出しなければならない。	①申請書類を簡素化し、死亡叙位の功績調書と履歴書を省略 ②紙媒体提出を不要とし、原則メール提出のみとする申請のオンライン化 ③現行14日以内とされている叙位・死亡叙勲の申請期限の延長 ④春秋叙勲及び高齢者叙勲に係る対象年齢引き下げ

推薦事務においては、郵送が必須であり、ペーパーレス化やテレワーク等の障害になっている。

さらに、死亡の把握に数日間を要するが、提出期限が規定されていることから、公的書類の取得や申請書類の作成を数日で行う必要がある。

また、叙勲を受章せずに死亡した場合、本人が生前に勲章を授与されない。加えて、遺族が県外に別居している場合、県や市町村による物件伝達の負担が大きい。



令和7年の地方からの提案等に関する対応方針

栄典制度における推薦手続等については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。

- ・ 栄典環境に係る叙勲受章時に既に協議済みの事案について、叙位推薦時に改めて協議することは不要である旨を明確化し、令和7年度中に栄典関係事務を所管する各府省庁に通知する。
- ・ 叙位・死亡叙勲に係る申請書類の総務省への提出時期について、「死亡日を含み2週間以内」を「内閣府提出期限の5日前まで」とするよう、令和7年度中に「栄典関係事務提要（地方自治関係）」（令6総務省大臣官房長通知）を改正し、令和8年度から運用を開始する。

(3) 博物館登録事務を知事部局へ移管できるよう措置

⇒ 博物館法に基づく事務すべてを知事部局の同一部署で所管可能になる

現 行
博物館法で規定する博物館登録事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条1項で規定する教育委員会の職務権限の特例に含まれず、地方公共団体の長が執行することができない。



提案内容
教育委員会の職務権限の特例（地方公共団体の長が執行することができる事務）に博物館登録事務を追加



令和7年の地方からの提案等に関する対応方針

博物館登録事務（博物館法 11 条）については、都道府県等及び関係者の意見を踏まえつつ、当該事務手続を行う際の制度面を含めた課題等を整理した上で、改善方策を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(4) 浄水発生土の廃棄物該当性の判断基準及び浄水発生土輸送費に関する規制緩和

⇒ 浄水発生土の資源としての有効活用、水道事業における処分費の削減

現 行	提案内容
水道事業の浄水発生土については、「廃棄物」として扱わざるを得ない状況であり、産業廃棄物の汚泥として委託処分している。 また、公共事業の発生土を工事間利用する場合は、無償譲渡とすることが一般的となっているが、公共工事で利用できる発生土について、客観的状況による判断方法が明らかでない。	① 浄水発生土が廃棄物に該当しないことの明確化 ② (①が実現できない場合) 輸送費と売却価格の条件に関わりなく、浄水発生土を公共事業に活用できる旨の明確化

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針

浄水発生土の廃棄物(2条1項)該当性については、物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断することが可能である旨を、全国会議等を通じて地方公共団体に令和8年度中に周知する。

(5) と畜場における牛海綿状脳症(BSE)の検査キットの現物給付

⇒ 地方公共団体の事務負担の軽減

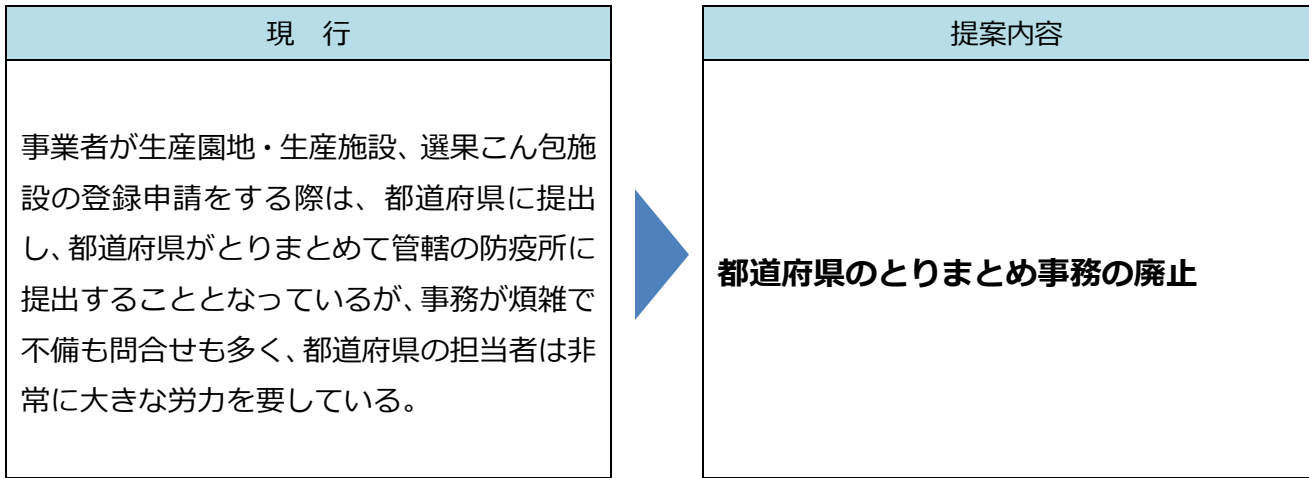
現 行	提案内容
と畜場で必要なBSE検査キットについては、各自治体が国庫補助金を申請し各自購入することになっているが、製造メーカーは1社しかなく、厚生労働省が購入数や購入月を調整しており、事務処理が煩雑になっている。	国において一括購入し、現物給付とする方法への変更

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針

と畜場において都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の行う検査(14条)に係る牛海綿状脳症(BSE)検査キットの購入については、円滑に検査体制の整備を行う観点から、必要な数量の当該キットを生産することなど、令和7年度中に改めて事業者へ周知する。

(6) 二国間協議にかかる生果実輸出検査要領等による県実施業務の見直し

⇒ 都道府県の事務負担の軽減、申請者の利便性の向上



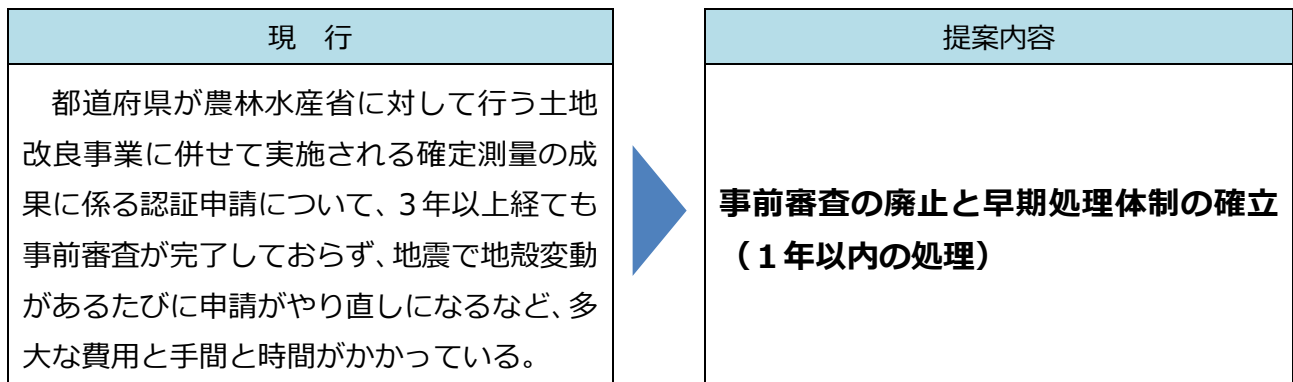
令和7年の地方からの提案等に関する対応方針

生産園地及び生産施設の登録の申請（「二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領」（令5農林水産省消費・安全局長通知）第2）等については、輸出先国の検疫条件に適合していることの証明に關与すること等を条件として、都道府県の判断により、都道府県を経由せず、事業者から植物防疫所に直接提出することを選択できるようにすることについて検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和8年度中に必要な措置を講ずる。

また、事業者及び都道府県の負担軽減に資するよう、各品目に係る申請書の記載例等を順次作成し、事業者及び都道府県に令和7年度以降に周知する。

(7) 土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の迅速化

⇒ 地方公共団体の事務負担の軽減、土地の売買や災害復旧の際の境界確認が不要になる



令和7年の地方からの提案等に関する対応方針

土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請（19条5項）の手続については、事前審査項目の整理を行った上で、審査体制の強化や審査の効率化など、審査期間を短縮するための方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

②実現・対応できないもの

(8) 化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除

⇒ 二重規制の解消、地方公共団体の事務負担の軽減、申請者の負担軽減

現 行	提案内容
<p>化製場等に関する法律第9条に基づく「動物の飼養又は収容の許可等」の対象に「犬」が含まれているため、一般の犬の飼い主についても許可が必要になる場合がある。</p> <p>第一種及び第二種動物取扱業者においては、動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）で規制を受けているため、二重規制となっている。</p> <p>また、一般の飼い主についても、動物愛護管理法第7条において動物の所有者又は占有者の責務等の努力義務が定められているところ、化製場法の許可を求めることは同じく二重規制である。</p>	<p>化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除</p> <p>また、化製場等に関する法律施行令第2条に「第一種動物取扱業」及び「第二種動物取扱業」の飼養施設を追加</p>

→ 現行制度で対応可能、明確化等の通知なし

(9) ふるさと住民登録制度等の地域に関わる多様な主体を包摂する枠組みの構築及びそれらに資する規制緩和等

⇒ 国での仕組みづくりによる各種手続きの標準化・簡略化、関係人口の拡大

現 行	提案内容
<p>二地域居住者であることを公的に表す仕組みがなく、自治体等が行政サービス提供に苦心している。</p> <p>また、「住まい」「なりわい（仕事）」「コミュニティ」等に関する各制度や手続きがハードルとなり、二地域居住等の複数地域への関わりを望む方の希望に添えない状況がある。</p>	<p>ふるさと住民登録制度等の地域に関係する多様な主体を巻き込む仕組みの構築及びそれらに資する規制緩和等</p>

→ 6月に立ち上げた関係府省庁連絡会議の中で関係省庁と連携して検討を進める

<対応困難となった提案>

(10) 都道府県地価調査と地価公示の統合

⇒ 利便性の向上、都道府県担当者の事務負担の軽減、不動産鑑定士の負担軽減

現 行	提案内容
<p>国土利用計画法施行例第 9 条の規定により都道府県に実施が義務付けられている都道府県地価調査は、全国一律の基準で実施され、国のシステムを利用し、公表日等国が決められている。</p> <p>国が調査する地価公示法に基づく地価公示と都道府県の地価調査は、基準日と調査地点の違いはあるが調査内容は同じ。</p>	<p>都道府県で行っている地価調査を、国で実施している地価公示に統合</p>

(11) 病害虫防除所の位置・名称等を条例事項とする規定の見直し

⇒ 地方公共団体の事務負担の軽減

現 行	提案内容
<p>植物防疫法第 32 条第 2 項において「病害虫防除所の位置、名称及び管轄区域は、条例で定める」と規定されているが、組織改正等の際に条例改正が必要になり、事務負担が大きい。</p>	<p>「条例で定める」という規定を、組織規則や告示とする見直し</p>

(12) 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業を国の直接補助事業とする

⇒ 都道府県の事務負担の軽減及びリスクの回避

現 行	提案内容
<p>食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業において、間接補助事業者の不正等により補助金が取り消され、間接補助事業者が返還に応じることができない場合には、その返還を県が肩代わりすることとなり、補助対象者や事業内容等に実質的に県の意思が反映できない事業であってもリスクのみ県が負う現状にある。</p> <p>国からの返還命令が全額又は多額となり、それらを県が肩代わりすることとなった場合、県は多額の一般財源により立て替えなければならない。</p>	<p>国の直接補助事業とする見直し</p> <p>(仮に上記が困難である場合) 補助金適化法第 18 条 3 項に定められている返還期限の延長や返還命令の取消等の適用基準を詳らかにし、柔軟な運用とする</p>

令和7年 その他の提案 (B)

<関係省庁における予算編成過程で検討される提案>

No.	提案
1	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の基準等の廃止又は緩和
2	公有民営方式車両購入費国庫補助金における補助対象事業者の拡大